

平成

五條市議会第三回九月定例会会議録(第四号)

二十二年

平成二十二年九月二十四日(金曜日)

議事日程(第四号)

平成二十二年九月二十四日 午前十時開議

日程第一 議第五十三号 五條市企業立地の促進等に係る市税の特別措置条例の制定について

議第五十四号 半島振興対策実施地域指定等に係る市税の特別措置条例の一部改正について

議第六十三号 平成二十二年五條市一般会計補正予算(第三号)議定について

第二 議第五十八号 五條市消防署の設置、名称及び位置並びに管轄区域に関する条例の一部改正について

第三 議第五十八号 五條市消防署の設置、名称及び位置並びに管轄区域に関する条例の一部改正に対する付帯決議について

第四 議第五十二号 五條市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例の制定について

議第五十五号 五條市立デイサービスセンターおおとう条例の一部改正について

議第六十二号 財産の取得について

議第六十四号 平成二十二年五條市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)議定について

議第六十五号 平成二十二年五條市簡易水道特別会計補正予算(第一号)議定について

議第六十六号 平成二十二年五條市介護保険特別会計補正予算(第一号)議定について

議第六十七号 平成二十二年五條市後期高齢者医療特別会計補正予算(第一号)議定について

第五 議第一号 平成二十一年度五條市一般会計歳入歳出決算認定について

認第二号 平成二十一年度五條市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

- 本日の会議に付した事件
- 議事日程のとおり
-
- 認第 三号 平成二十一年度五條市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 四号 平成二十一年度五條市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 五号 平成二十一年度五條市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 六号 平成二十一年度五條市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 七号 平成二十一年度五條市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 八号 平成二十一年度五條市大塔診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 九号 平成二十一年度五條市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 十号 平成二十一年度五條市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 十一号 平成二十一年度五條市水道事業会計決算認定について
- 第六 同第 四号 五條市名誉市民の決定について
- 第七 推第 一号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
- 第八 地域活性化及び五條駅南北道建設促進特別委員会中間報告
- 第九 発議第十一号 家電エコポイント制度の再延長及び住宅エコポイント制度の延長を求める意見書について
- 第十 発議第十二号 五條市副市長に対する辞職勧告決議について

出席議員（十五名）

一	福	塚
二	山	口
三	吉	田
	雅	耕
	範	司
		実

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長
副市長
教育長
市長公室長
総務部長
都市整備部長

吉野 晴夫
榮林 美夫
赤井 猛
吉田 辰雄
下村 洋次
森本 元三

四番 堀川 好美
五番 太田 家紀
六番 川村 廣
七番 藤富 美子
八番 池上 輝雄
九番 益田 吉博
十番 山田 澄雄
十一番 峯林 宏政
十二番 花谷 昭典
十三番 土井 康嗣
十四番 大谷 龍雄
十五番 田原 清孝

事務局職員出席者

生活産業部長	櫻井敬三
健康福祉部長	森本敏
上下水道部長	辻本衡司
消防長	窪佳秀
教育部長	檜内成吉
会計管理者	谷口幸雄
西吉野支所長	福井純二
大塔支所長	土井祥嗣
監理管財課長	新井健夫
企画財政課長	福塚勝彦
秘書課長	菊谷眞宜
庶務課長	上野孝男
事務局長	川西敏美
事務局次長	乾西敏
事務局係長	笹谷
事務局主任	馬場由美子
速記者	柳ヶ瀬五美

午前十時零分再開

○議長（川村家廣）ただいまから、去る十日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配付済みのおりであります。

配付漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（川村家廣）日程第一、議第五十三号、議第五十四号、議第六十三号の三議案を一括して議題といたします。

本案につきましては総務文教常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。総務文教常任委員会大谷龍雄委員長。

〔総務文教常任委員長 大谷龍雄登壇〕

○総務文教常任委員長（大谷龍雄）どうも御苦労様でございます。

議長から発言の許可をいただきましたので、当委員会に付託されました四議案のうち、ただいま議題となりました、議第五十三号、議第五十四号及び議第六十三号の三議案につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る十日の本会議において当委員会に付託され、十三日午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第五十三号 五條市企業立地の促進等に係る市税の特別措置条例の制定につきましては、本市における企業立地の促進を図るため、市税における特別措置として、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律並びに地方税法の規定に基づき施設を設置した事業者に係る固定資産税を三年に限り課税免除する特別措置やその特別措置の取消し、承継など必要な事項を定めるもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、本条例の目的、特別措置等についてただしたのに対し、「奈良県企業立地基本計画に基づき県で産業集積の地域を決定している。具体的に課税免除となるのは、県の基本計画に規定する製造業の用に供する建物、構築物とそれら底地となる土地とし、課税免除の間を三箇年度としているのは、企業立地促進法第二十条において、課税免除を行った場合の措置として、三箇年度の地方交付税法による七五パーセントの減収補てんがあり、税の公平性を堅持するには法の裏付けがある範囲内が妥当であると考えている。また、隣接する御所市、橋本市も共に三箇年度の措置である。」等の答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第五十四号 半島振興対策実施地域指定等に係る市税の特別措置条例の一部改正につきましては、半島振興法における特別措置の取消事項や事業者の承継規定など所要の改正を行うもので、当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第六十三号 平成二十二年五條市一般会計補正予算（第三号）議定につきましては、予算総額に歳入歳出それぞれ二億七千七百五十七万四千円を追加し、歳出予算に公共土木施設災害復旧費及び文教施設災害復旧費を加え、地方債の追加を行うもので、歳出予算の主な内容は、老人福祉費九千二百三十二万四千円、塵芥処理費三千四百七十万円、農業振興費三千六百七十一万四千円、五條文化博物館費一千四百九十八万二千元、道路橋梁災害復旧費一千三百五十万円、公立学校施設災害復旧費三千七百五十万円等の増額で、その財源は、地方交付税、国庫支出金、県支出金及び市債等をもって賄うことなど当局から説明がありました。委員から、予防費のヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチン接種の予算内容についてただしたのに対し、「ヒブワクチン、肺炎球菌ワクチンのそれぞれについて百人で三回分である。」との答弁がありました。

次に、名誉市民の決定にあたり補正予算を計上することの根拠と名誉市民の選考基準についてただしたのに対し、「名誉市民は、本市発展のため特に優れた功績があった方に対し名誉市民の称号を贈り、市民敬愛の対象として表彰するもので、故人に対して追贈することができることから、名誉市民条例が本年六月議会で可決されたのち名誉市民の選定を急いだもので、五條市名誉市民審査会には八月十九日に諮問をした。また、選考基準については他の市町村も参考にしたが、活動期間や受賞履歴などの明確な基準はない。」との答弁に対し、委員からは、本市で初めての名誉市民を決定するからこそ、審査会において選考基準を設定するなどの手順が大事であるとの意見があり、慎重審査が続きましたが、意見調整のため、午後三時九分に休憩をしました。

午後三時三十五分に審査を再開し、冒頭、委員長から、名誉市民決定にかかる検討期間と選考基準の設定等についての提言があったのち、理事者から、五條市名誉市民条例の目的と名誉市民予定者の経歴等の説明がありました。

次に、塵芥収集業務委託料の内容についてただしたのに対し、「行財政改革を目的に当初予算で三割削減の予算計上となったが、事業者に同意を得ることができなかったため補正予算に計上したものである。」との答弁がありました。委員からは、慎重な予算編成を求める意見がありました。

次に、塵芥処理施設建設事業費の測量業務等委託料についてただしたのに対し、「九月五日のタウンミーティングの会場において、昨年五月以降に説明会が開催されていないとの質問があり、今後の説明会に必要となるため予算計上をした。現在のみどり園については、地元自治会は一貫して撤去してほしい、協定書どおりとのことであり、新施設の場所は南阿田町九番地付近ということで御協力いただきたい。」との答弁があったが、委員から

は、議案審議の際にその経緯について説明があったが、新施設の建設は地元自治会の皆様の下に進められるものであり、市の財政状況を考えれば、現在のみどり園の地元自治会に市長が先頭を切ってお願ひに行つてほしいとの要望がありました。

次に、(仮称)新金剛トンネル基本構想調査業務委託に係る内容についてただしたのに対し、「新金剛トンネル構想では、全長一キロメートルで奈良県部分と大阪府部分がある。南和広域の一市三町八村の各市町村長で構成する新金剛トンネル推進協議会で、今後奈良県としての取組について話し合い、五條市が率先してその取組に対する姿勢を示し、国・関係機関へ強く要望するためのPR活動やパンフレット等の資料作成費等、今回の予算措置となったものであり、関係する河南町長にも理解を得られていると考えている。また、財政規模の小さな市でこのような大事業は厳しいというのは十分認識している。過疎地域自立促進計画の整備計画に挙げている事業費のすべてに過疎債を充当するのではなく国庫支出金等もあることから、当然に国や関係機関に要望していくものであるが、市として取り組む姿勢を見せるといふことで過疎地域自立促進計画にも盛り込んだところである。」との答弁がありました。

次に、塵芥処理施設の建設については、現在のみどり園の継続も難しく新施設予定地も同意が得られないのなら、他の不特定な多くの場所を検討するなどの柔軟な対応ができないのかどうかただしたのに対し、「もつともな話であるが、現在のみどり園については地元との協定書を遵守するのが筋道である。」のみ処理施設もし尿処理施設も市民生活に必要な施設であり、もう少し長いスパンで取り組み、ぎりぎりまで努力をしてまいりたい。」との答弁がありました。

次に、し尿処理施設の環境整備事業に係る当該予算の執行にあつては、付帯決議の内容を重視して事業の執行にあたること。また、塵芥処理施設については、現在のみどり園の地元に対して継続のお願ひをするよう求める意見がありました。

次に、消防施設費の訓練塔の新設場所についてただしたのに対し、「消防庁舎前の国道を挟んだ第三車庫内で、地権者の了解は得ている。」との答弁がありました。

意見調整のため、午後四時五十五分に休憩し、午後五時四十七分から審査を再開いたしました。三名の委員から修正案が提出され、太田委員から提案の趣旨説明がありました。

その内容は、平成二十二年度五條市一般会計補正予算(第三号)の、四款衛生費、二項清掃費のうち、六目塵芥処理施設建設事業費の測量業務委託料三百八十四万八千円と新施設基本構想策定業務委託料三百万円は、南阿田町に新施設を建設するための予算であるとの説明であるが、地元の了解も得られていない状況下での予算計上は時期尚早であるとして、先の六月定例会において修正可決され、現在においても地元の了解が得られていない状

況にある中、測量業務予算の計上は時期尚早である。また、七款土木費、四項都市計画費のうち、一目都市計画総務費の（仮称）新金剛トンネル基本構想調査業務委託料五百万円は、新金剛トンネルの事業化に向けた業務委託料であるが、早期実現のためとはいえ、現時点においては先が見えない中、市単独による予算の計上は時期尚早であるとの理由によるもので、具体的には、歳出において、四款衛生費、二項清掃費、六目塵芥処理施設建設事業費、十三節委託料六百八十四万八千円と、七款土木費、四項都市計画費、一目都市計画総務費、十三節委託料の（仮称）新金剛トンネル基本構想調査業務委託料五百万円をそれぞれゼロ修正するもので、その財源については、十款地方交付税、一項地方交付税、一目地方交付税、一節地方交付税を五千五百五十七万三千円に改め、十四款国庫支出金、二項国庫補助金、三目衛生費国庫補助金、一節循環型社会形成推進交付金のうち、新塵芥処理施設建設事業の百二十八万二千円を削除し、歳入歳出の補正予算額を二億六千五百七十二万六千円とし、歳入歳出予算の総額を百五十四億九千八百三十四万四千円とするもので、修正案を起立により採決した結果、起立多数により、修正可決すべきものとすることに決定し、その後、修正可決をした部分を除く原案について採決をした結果、その他の部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。ありがとうございました。

○議長（川村家廣）この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る十日に行いました議案審議において既に終了いたしました。ります。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、初めに堀川浩美議員の発言を許します。（「四番」の声あり）四番堀川浩美議員。

〔四番 堀川浩美登壇〕

○四番（堀川浩美）皆さんおはようございます。

議長から、発言の許可をいただきましたので、総務文教常任委員長から御報告がありました、議第六十三号 平成二十二年度五條市一般会計補正予算（第三号）議定につきましては、総務文教常任委員会の判断は修正可決でありましたが、私は原案に賛成の立場から討論いたします。

まず、塵芥処理施設建設事業費の新施設基本構想策定業務委託料等の六百八十四万八千円につきましては、市民生活に深いつながりを持った、なく

てはならない新焼却場建設のための基本構想及び地形測量の予算であります。

この事業は、市の新焼却場建設の基本的な構想を定めるとともに、地元の住民の皆さんに十分な御理解を得るためにも、必要な資料作成のための予算であり、連動した作業が必要な業務であります。

地元からの「目に見える資料」の要求があったことや、タウンミーティングで新焼却場に対する質問を受けたことなどの理事者側の説明を聞きますと、なおさら必要な予算であります。

この予算は、昨年十二月議会に上程されてから、今議会まで、否決されてまいりました。

しかし、みどり園建設時の協定書の約束を守る行政の責務を考えましたら、余す年数も限られておりますので、早急に市の基本構想を策定し、地元の御理解を得られるよう、また、御理解が得られましたらすぐに事業着手していただくためにも、必要不可欠な予算であると考えます。

また、都市計画総務費の（仮称）新金剛トンネル基本構想調査業務委託料五百万円についてでございます。

この（仮称）新金剛トンネル整備事業については、昨年の平成二十一年七月に南和地域一市三町八村及び関係機関団体からなる、新金剛トンネル推進協議会が設立され、南和地域における産業振興及び住民定住化のまちづくりを併せた基盤を確立するために一日も早い実現をと、関係機関への要望活動が行われています。

また、国や県、周辺市町村との支援、協力関係を強化しながら、地域の活性化と自立促進を図るために新たに策定されました五條市過疎地域自立促進計画の中にも、新金剛トンネル整備事業費が組み込まれ、周辺市町村や関係団体からなる新金剛トンネル推進協議会が設立された今が、この新金剛トンネル実現を進めていくチャンスでもあります。

トンネル一つで、生駒市や香芝市のように人口が増えています。トンネルの向こうには、人口約八百八十万人の大商業都市大阪でございます。五條市への経済効果は、図りしれません。奈良県の南和地域の玄関口として、大いに期待しております。

新金剛トンネルは、五條市民三万五千人の思いなのです。トンネル一つで、五條市が、過疎から「さようなら」できると信じております。以上のことから、これらにつきましては是非とも必要な予算であると考えますので、この修正案に対しては、賛成しかねるところであります。

議員各位におかれましては、是非とも御賛同いただき、議第六十三号 五條市一般会計補正予算（第三号）議定につきましては、原案のとおり可決いただけますようお願い申し上げます、私の討論といたします。

ありがとうございました。

○議長（川村家廣）次に益田吉博議員の発言を許します。九番益田吉博議員。

〔九番 益田吉博登壇〕

○九番（益田吉博）議長から発言の許可をいただきましたので、太田好紀委員ほか二名から提出されています平成二十二年度五條市一般会計補正予算（第三号）議定に対する修正案について、賛成の立場から討論いたします。

四款衛生費、二項清掃費、六目塵芥処理施設建設事業費の測量業務委託料及び新施設基本構想策定業務委託料につきましては、みどり園の建て替えに伴い、南阿田町に新施設を建設するための予算とのことであります。

この測量業務委託料は用地の地形測量業務であり、基本構想調査業務委託料はごみ搬入量や施設整備等を計画するものでありますから、施設を建設するという前提条件のもと予算措置がされるものであると考えます。

ごみ処理施設は、し尿処理施設などとともに、市民生活には欠くことのできない重要な施設であることは皆様御承知のとおりであります。これらの施設建設に当たっては、まず基本的に地元自治会の了解を得るといのが原則であります。

そして、この予算措置については、過去何度となく予算修正されております。

私は、別段南阿田町に建設することについて全面的に反対するものではないと思いますが、地元の議員として、地元自治会の同意がない施設建設に係る今回の予算については、強く反対するものであります。

また、七款土木費、四項都市計画費、一目的都市計画総務費の（仮称）新金剛トンネル基本構想調査業務委託料は、国も財政事情が厳しい折、市が単独で予算措置をして進める事業であるとは考えられず、まず、国や大阪府との協議を進めていくのが手順であり、今回の予算措置は余りにも唐突であると考えます。

以上のことから、この修正案に対しては賛成するものであります。

議員各位には、何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます、私の討論といたします。

ありがとうございます。

○議長（川村家廣）以上で討論を終結いたします。

これより本三議案を議案ごとに採決いたします。

初めに、議第五十三号 五條市企業立地の促進等に係る市税の特別措置条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に、議第五十四号 半島振興対策実施地域指定等に係る市税の特別措置条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に、議第六十三号 平成二十二年五條市一般会計補正予算（第三号）議定についてを採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は修正可決であります。

お諮りいたします。本案は、委員長の報告のとおり修正可決とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川村家廣）起立多数であります。

よって、本案は、委員長の報告のとおり修正可決されました。

○議長（川村家廣）引き続き、ただいま修正議決した部分を除く原案についてを採決いたします。

お諮りいたします。修正部分を除くその他の部分については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって修正議決した部分を除くその他の部分は原案のとおり可決されました。この際、お諮りいたします。

ただいま本案が修正議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

○議長（川村家廣）次に日程第二、議第五十八号を議題といたします。

本案につきましては総務文教常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。総務文教常任委員会大谷龍雄委員長。

〔総務文教常任委員長 大谷龍雄登壇〕

○総務文教常任委員長（大谷龍雄）議長から発言の許可をいただきましたので、当委員会に付託されました四議案のうち、ただいま議題となりました議第五十八号につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る十日の本会議において当委員会に付託され、十三日午前十時から開会いたしました委員会において提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしたものであります。

議第五十八号 五條市消防署の設置、名称及び位置並びに管轄区域に関する条例の一部改正につきましては、十津川村からの常備消防の一部事務受託に伴い、消防組織法第十条に基づき消防署の名称及び位置並びに管轄区域を定めた条例の一部を改正するもので、委員から、三箇年としていた十津川村消防事務関係スケジュールを一年前倒しすることの妥当性や消防の拠点となる消防庁舎等、万全の対応が求められる五條市の消防体制全般についてただしたのに対し、「本年六月三日に十津川村から、平成二十三年四月からの大塔分署の約三十分圏の第一段階運用について早期運用開始を求める要望書が提出され、人命に関わることであり、人道上の観点から検討を重ねた結果、十津川村北部三区を範囲とした第一段階運用開始を本年十二月一日とする計画の前倒しが可能であるとの結論に至った。また、平成二十五年一月とする第二段階の運用も十津川村が十津川分署を早期に建設準備をすることで平成二十四年一月から十津川村南部四区の運用が可能であるとの結論に至った。よって、合併前の五條市、西吉野村及び大塔村となつてい

た管轄区域を五條市及び十津川村の全域とし、五條市消防署と五條市消防署大塔分署となっていた名称も五條市消防署と改め、五條市消防署の責任の下、百人体制で五條市と十津川村全域の消防行政にあたることになるものである。また、コンピュータ関係も十津川村の予算措置により現在入力作業を進めており、十二月までに終える予定である。」との答弁がありました。委員からは、一年前倒しによる弊害が出ることも予想されるため、市民の生命と財産を守るために慎重を期すべきであるとの意見がありました。

また、消防防災の拠点となる消防庁舎の位置付けを確かなものにして、来る平成二十五年度予定の消防広域化に備えるべきではないかとただしたのに対し、「庁舎問題は早急に解決しなければならず、一日も早く建設する必要がある。」との答弁がありました。建設地については柔軟な考えも必要であるなどの意見があり、意見調整のため午前十一時二十三分に休憩をしました。

午後二時二十分に審査を再開し、採決をした結果、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、峯林委員ほか五名から、議第五十八号 五條市消防署の設置、名称及び位置並びに管轄区域に関する条例の一部改正に対する付帯決議が提出されました。

その内容は、十津川村からの消防事務受託により五條市消防職員は百人体制となるが、市民の生命と財産を守るためには、救急、救助活動や火災現場において十分な経験と知識を持った職員が必要であり、十津川村への協力体制は人道上からも必要不可欠であるものの、新人職員の配置や勤務体制の強化・充実については十分留意し、最大限の努力を期して生命と財産を守るべく取り組むべきである。また、消防職員の拠点となる現在の消防庁舎は、昭和四十三年に建てられ昭和五十八年に増築したもので、今や建物は老朽化し、施設内は狭あい。消防職員の健康状態や勤務に支障を来しはしないか懸念するところであり、五條市議会は、今井予定地に消防庁舎を建設するのが妥当であると考え、早期に消防庁舎を建設すべきであるとして、平成十九年第四回十二月定例会において、消防庁舎建設工の早期着工を求める決議を議決しているにもかかわらず、吉野市長は丹原地区への消防庁舎建設を主張している。南海・東南海地震等の発生が懸念される今日において、市民が安心・安全に暮らせるよう消防本部の体制強化・充実とその拠点となる消防庁舎の早期建設を強く求めるものである。とのことでありました。

付帯決議案については、討論を省略した後、採決をした結果、全員一致をもって付帯決議を付すことに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。ありがとうございました。

○議長（川村家廣）ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に日程第三、発議第十号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（川西敏美）発議第十号 議第五十八号 五條市消防署の設置、名称及び位置並びに管轄区域に関する条例の一部改正に対する付帯決議について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により、別紙のとおり提出するので決議を求めます。

平成二十二年九月二十四日提出

提出者 五條市議会総務文教常任委員会

委員長 大谷龍雄

○議長（川村家廣）提案の趣旨説明を求めます。総務文教常任委員会大谷龍雄委員長。

〔総務文教常任委員会 大谷龍雄委員長登壇〕

○総務文教常任委員会（大谷龍雄）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第十号 議第五十八号 五條市消防署の設置、名称及び位置並びに管轄区域に関する条例の一部改正に対する付帯決議について、案を朗読し、提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

議第五十八号 五條市消防署の設置、名称及び位置並びに管轄区域に関する条例の一部改正に対する付帯決議（案）

平成二十二年十二月一日から十津川村内の北部三地区について、消防事務受託をすることに伴い、当初職員の採用を平成二十二年・二十三年・二十四年度の三箇年でする予定であったが、一年前倒しして採用することとなった。

これに伴い、五條市消防職員は百人体制となり、大塔分署、十津川分署へそれぞれ配置されることになるが、市民の生命と財産を守るためには、救急、救助活動や火災現場において十分な経験と知識を持った職員が必要であり、常備消防のない十津川村との行政間の協力体制は人道上からも必要不可欠であるが、新人職員の配置や勤務体制の強化・充実について十分留意し、最大限の努力を期して生命と財産を守るべく取り組むべきである。

また、消防職員の拠点となる現在の消防庁舎は、昭和四十三年に建てられ昭和五十八年に増築したもので、建物が老朽化し、施設内は狭あいであるにもかかわらず、消防職員が百人体制になるということは、消防職員の健康状態や勤務に支障を来しはしないか懸念するところである。

そのようなことから五條市議会は、五條市内で発生する救急、救助や火災の多くは、吉野川から北部で発生していることから今井予定地に消防庁舎を建設するのが妥当と考え、早期に消防庁舎を建設すべきであると平成十九年第四回十二月定例会において、消防庁舎建設工の早期着工を求める決議を議決しているにもかかわらず、吉野市長は丹原地区へ消防庁舎の建設を主張している。

南海・東南海地震等の発生が懸念される今日において、市民が安心して安全に暮らせるよう消防本部の体制強化・充実とその拠点となる消防庁舎の早期建設を強く求めるものである。

以上、決議する。

平成二十二年九月二十四日

五條市議会

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては、討論を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本件に対する討論は省略いたします。

これより本件を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。議第五十八号 五條市消防署の設置、名称及び位置並びに管轄区域に関する条例の一部改正に対し、本件のとおり付帯決議を付すことに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川村家廣）起立多数であります。

よって議第五十八号に対し、本件のとおり付帯決議を付すことに決しました。

○議長（川村家廣）次に日程第四、議第五十二号、議第五十五号、議第六十二号及び議第六十四号から議第六十七号の七議案を一括して議題といたします。

本案につきましては厚生建設常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。厚生建設常任委員会益田吉博委員長。

〔厚生建設常任委員長 益田吉博登壇〕

○厚生建設常任委員長（益田吉博）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました議第五十二号、議第五十五号、議第六十二号、議第六十四号、議第六十五号、議第六十六号及び議第六十七号の七議案につきまして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る十日の本会議において当委員会に付託され、十四日午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第五十二号 五條市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例の制定につきましては、本市における企業立地を促進するため、企業立地促進奨励金及び雇用促進奨励金などの奨励措置を講じ、産業の振興と雇用機会の拡大を図ることを目的に本条例を制定するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、第五条に規定する雇用促進奨励金の交付限度額その他市の状況等についてただしたのに対し、「生駒市は、事

業所設置補助金と雇用促進補助金を合計した五千万円、御所市は一千万円、天理市は二千万円、橋本市は雇用促進奨励金の規定はなく、企業立地促進奨励金のみである。他市より条件の良い条例で、企業が本市に立地しやすい環境を整備するということで、限度額二千五百万円は決して高くはなく、企業立地に頑張る市町村全国二十位以内の橋本市より好条件でなければならぬと考えている。また、企業立地促進奨励金の交付額は、投下固定資産総額五千万円以上で累計限度額四億円というのは、交付期間は十年で、一年につき四千万円となる。」との答弁がありました。

次に、議第五十五号 五條市立デイサービスセンターおおとう条例の一部改正につきましては、指定管理者との指定期間が本年度末で終了し、再度指定管理者の公募を実施するため規定の見直しを行うもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、施設の利用状況についてただしたのに対し、「平成二十一年度のデイサービスセンターおおとうの利用者は、一箇月八名から九名で延べ人数八百六十六名である。」との答弁がありました。

次に、議第六十二号 財産の取得につきましては、行財政改革及び五條市土地開発公社健全化計画の推進を主な目的として、現状の山林を可能な限り残しながら、自然を生かした自然観察の場として（仮称）金剛山麓野鳥の森を整備するため、小和町の山林ほか一〇、六二一・五一平方メートルを四千八百七十七万七千七百二十五円で土地開発公社から取得するもので、当局の説明により了承した次第であります。

次に、議第六十四号 五條市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）議定につきましては、療養給付費交付金の返還金五百九十九万九千円を追加し、その財源を前年度繰越金で賄うもので、当局の説明により了承した次第であります。

次に、議第六十五号 五條市簡易水道特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、送水ポンプ及び各施設の修繕料六百万円、漏水調査及び送水管調査委託料五十万円並びに配水管移設工事費百三十六万円の合計七百八十六万円を追加し、その財源を一般会計繰入金及び前年度繰越金で賄うもので、当局の説明により了承した次第であります。

次に、議第六十六号 五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、印刷製本費二十二万六千円、介護保険財政調整基金一千二百四十五万円及び国庫・県費・支払基金への償還金一千九百六万一千円の合計三千七百七十三万七千円を追加し、その財源を基金繰入金及び前年度繰越金で賄うもので、当局の説明により了承した次第であります。

次に、議第六十七号 五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、後期高齢者医療保険料の被保険者への還付金八十五万円を追加し、その財源を前年度繰越金で賄うもので、当局の説明により了承した次第であります。

こうして、当委員会に付託されました本案につきましては、慎重審査を経て、それぞれの議案について採決を行い、全員一致をもって可決すべきも

のと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。ありがとうございます。

○議長（川村家廣）ただいまの厚生建設常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案に対する討論は省略することに決しました。

これより本七議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま厚生建設常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に日程第五、認第一号から認第十一号までの十一議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、決算審査特別委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。決算審査特別委員会大谷龍雄委員長。

〔決算審査特別委員長 大谷龍雄登壇〕

○決算審査特別委員長（大谷龍雄）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました認第一号から認第十一号までの十一議案につきまして、決算審査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る十日の本会議において決算審査特別委員会に付託され、十五日から十七日までの三日間開会いたしました当委員会、それぞれ提案者の説明を受け、審査を行い、討論を省略して採決いたしましたものであります。

審査の方法は、まず各会計の概要説明の後、総括質問を行い、続いて各会計別に審査を行いました。

審査の順序は、慣例により一般会計の歳出から各款及び項別に個々の説明を省略し、委員の質疑に対して理事者側から答弁を求める方法で審査を進

めました。

なお、委員会の審査を報道関係者に公開し、傍聴と機器による録音を許可することにいたしました。

以下、審査の概要を報告いたします。

初めに、総括質問を行いました。

総括質問の概要につきましては、次のとおりであります。

一 陸上自衛隊誘致促進に関する決議を平成十九年三月定例会で可決して意見書も提出したが、現政権では、市民の声が聞こえてこないとして取り上げてくれない中、今までの経緯と五條市としての今後の進め方についてただしたのに対し、「市長就任以来、自衛隊施設部隊の誘致に取り組み、奈良県及び防衛省に対しても要望してきたが、現下の緊縮財政状況や政権交代などにより現在では進展していない。市民に対しては、今後一つのテーマとして、災害時の対応、交通環境の整備、経済効果等を説明するなど、議会とも相談して検討してまいりたい。」との答弁がありました。委員からは、来るべき南海・東南海地震に備えるためにも市民に強く訴えて、早期の実現を求めたいとの要望がありました。

二 地区公民館の使用料等についてただしたのに対し、「地区公民館の使用料については、公益性、社会福祉の増進に供する場合、市の機関が使用する場合などは減免することができると規定されているが、使用料並びに減免の必要性については今後検討してまいりたい。」との答弁がありました。

三 今年の夏は猛暑の影響で朝から学校の教室は温度が高く、適正な教育環境にないと聞いています。このことから、教育環境の整備を求めたのに対し、「一般質問においても市立小・中学校のエアコン設置について答弁をしたところであるが、計画的に検討してまいりたい。」との答弁がありました。

四 平成二十二年九月九日付け市長名による市議会議員への公文書の開示等における今後の取扱いについての議長宛て通知文書では、市議会議員による資料要求依頼制度を廃止して五條市情報公開条例に基づく開示請求によるものとし、窓口等での対応については、地方公務員法第三十四条第一項を遵守すること。また、市議会議員からの説明要求等については、市長室にて回答するものとしたことについてただしたのに対し、「情報を共有することや円滑な市政運営と議会運営を図っていくのは基本と考えているが、情報公開制度や守秘義務の徹底など、車の両輪としてやっていくためにも一度原点に戻るといふ観点から、市長の指示により通知したところである。また、犯罪を未然に防ぐということからも判断したもので、昨年八月に当時の議長宛てに資料要求制度の取扱いについて通知したが、その真意を理解されていないように思う。そして、十三日に、議長始め議会運営委員会正副委員長が撤回の申入れに來られたが、取扱通知はそれなりの意味がある、検討しますと誠意を持って答えたところである。」との答弁がありました。

五 平成二十一年度決算は新年度予算並びに本年度補正予算とも関連するが、行財政改革と言いながら矛盾する予算編成が行われているとの意見とともに

に、私鉄乗り入れについての過去の経緯・経過の説明がありました。

六 新金剛トンネル基本構想に関連して、水越トンネルが御所市の活性化に結びついているのか検証することについてただしたのに対し、「御所市に行き調査すると答弁をしたが、議会中に行くという認識をしていなかったので、閉会後には行く予定をしている。」との答弁がありました。

七 (仮称)金剛山麓野鳥の森整備事業に伴い五條市土地開発公社から土地を取得する四箇年計画についてただしたのに対し、「平成二十年三月の総務文教常任委員会において土地開発公社の経営健全化計画として平成二十年度から平成二十四年度までの五箇年計画の説明をし、健全化の主要な方策の一つとして久留野公共用地を事業化して平成二十年度から平成二十三年度までの四年間で買い戻す報告をしたところである。計画通りの四年計画で実施するとなれば、平成二十三年度に総事業費で五億円以上の過疎債の発行が必要となるので、平成二十三年度ですべて取得するかどうかは検討中である。また、平成二十二年度予算編成方針で、行財政改革の断行、歳入に見合った予算編成、基金を取り崩さない予算編成等を示し、総合的な判断から当初ゼロ査定となった。」との答弁がありました。委員からは、土地の買戻しは土地開発公社の健全化に向けた大きな施策であり、当初の計画を変更することは、理事者とともに協議した議会の意向を全く無視しているものであるとの強い指摘がありました。

午前十一時四十七分に昼食休憩し、午後一時二十八分から総括質問を再開しました。

冒頭、市長から、午前中の途中退席をわびる発言がありました。

八 五條市の財政健全化及び土地開発公社の経営健全化についてただしたのに対し、「五條市の財政状況が非常に苦しい中、まず五條市の財政健全化に向けた予算編成を行ったところであり、土地開発公社の健全化を図るためにも買戻しは本来であるが、五條市全体を考えて断腸の思いで最終的にカットすることになった。土地開発公社経営健全化の五箇年計画の主要な方策の一つとしての土地の買戻しと、そのほかにも俗に言うところの塩漬け土地の問題などがあり、現在、市の財政改革に一生懸命に取り組んでいるところである。」等の答弁がありました。委員からは、市の財政改革と土地開発公社の健全化を目的として理事者から提案のあった健全化計画を議会が承認してきたことに対して、今回の答弁が矛盾することについての強い指摘がありました。

意見調整のため午後一時四十八分に休憩しましたが、十五日の審査はその後再開に至りませんでした。

翌十六日は、午前十時から総括質問を再開しましたが、冒頭、委員長から、昨日の市長の不規則発言に対する注意がありました。

引き続き、昨日の総括質問に対して、「土地開発公社の土地買戻しについては、当初計画より一年遅れるが、平成二十三年度と平成二十四年度の二箇年で買い戻す計画である。」との答弁がありました。

九 五條市発注の公共下水道新設工事及び五條中学校校舎耐震補強工事を受注した業者が民事再生法を申請したことによる今後の市の対応と教育環境に対する配慮等についてただしたのに対し、「公共下水道新設工事は、八月末をもって既に完了している。五條中学校校舎耐震補強工事については、現在工事を再開しているが、校舎棟三棟のうち、北棟の空き教室を活用して授業を行っている。耐震補強工事を施工している中棟は完成済みで、現在施工中の南棟のハツリ工事は三割程度残っているが、授業に支障が出ないよう南棟には防音シートを掛け、業者と中学校・教育委員会による打合せを毎週行っており、現在、鋭意早期完成に向けて努力しているところである。」との答弁がありました。

十 五條市夢づくり交付金審査委員会での審査結果に対する市長の考え方や進め方等についてただしたのに対し、「審査委員会での審査結果は重視するところであるが、市長の判断により結果的に審査結果と違った決定をした事業があった。しかし、この決定により団体の方からは事業が成功したとの報告をいただき、夢づくり交付金の施策が生かされたと喜んでいる。」との答弁がありました。委員からは、審査委員会での審査結果に関係なく市長の判断により決定することは審査委員会の存在意義がなくなるのではないかと更にただしたのに対し、「できるだけ市長には審査委員会の結果を尊重していただくしかない。」との答弁がありました。

十一 五條市夢づくり交付金審査委員会での交付決定事業のうち、交付の辞退があった事業についての経過説明もなく第二回の審査委員会を進めたことについてただしたのに対し、「第二回の審査委員会では、第一回の審査結果の経緯について説明する前に審査委員会が紛糾して説明することができなかった。今後は、申請時の書類チェックを徹底するなど、十分に注意して慎重に進めていくということで責任をとるということにしたい。」との答弁がありました。委員からは、臨時の審査委員会を開くなどの対応がなかったことや審査委員会において注意を促していたにもかかわらず事業決定したことと今回の答弁には到底納得ができないとの意見がありました。

意見調整のため午前十時五十八分に休憩し、午後一時二十六分から総括質問を再開しました。

冒頭、休憩前の総括質問に対し、理事者側から、「五條市夢づくり交付金審査委員会の委員構成は、議員二名と副市長、教育長及び部長九名の十三名となっているが、部長九名のうち何名か変更をする。」との答弁があり、委員からは、各種団体等の代表者を委員とし、五條市夢づくり交付金制度を継続してほしいとの意見がありました。

十二 国道二四号の第二工区拡幅工事において、説明会以前の経過報告がないということで地元から不満の声が出ており、施工の段階では住民との間に溝ができていくことに対して、窓口である市の対応についてただしたのに対し、「第二工区の課題と問題であるが、平成十九年度の用地計画段階では、家屋が建っており形状説明ができなかった。また、更地になってからは一方的な説明になってしまった。今後は、地元の意見を集約して地元

が望む道路となるように努めてまいりたい。」との答弁がありました。

十三 監査委員の決算審査において、市が補助金を交付する各種団体等の活動や委託事業に伴う会計処理を関係部局の職員が取扱っている事例が見られる等の意見があり、その内容と対応についてただしたのに対し、「生涯学習課職員に不祥事があり、本人並びに上司の処分を行った。今後の準公金の取扱いについては、上司が必ずチェックを行い、団体の監査も年一回であったものを年三回か四回とし、通帳と印鑑は上司と担当者が別々に管理をすることにしたところである。関係する三団体の会長が辞任をすることになったが、今後二度とないよう肝に銘じ、今回のことについておわびを申し上げる。」との答弁がありました。

十四 平成二十一年度決算書には、当初予算額より補正予算額の方が大きい科目や繰越明許費、不用額の多い科目が多く見受けられるので、新年度予算はしっかりと見極めて編成すべきであるとの意見がありました。

十五 大塔赤谷オート・キャンプ場のバンガローと管理棟の建て替え工事が夏までに完成できなかったことについてただしたのに対し、「三月に設計書が届いたが、二年に一回の入札参加資格業者の申請に伴うランクの格付通知が来たのが五月か六月であったことから入札が遅れたものである。今後は、新しいランクの格付が来るまでは旧のランクの格付で入札をしていくことに決めたとところである。」との答弁がありました。

十六 市政の報告がされた路線バス利用実態調査と市民アンケート調査についてただしたのに対し、「市の広報誌を利用した市民アンケート調査は、市内の総世帯数約一万三千世帯に対して二・一パーセントの回収率、二百八十四世帯であった。その内容は、行き先が五條病院、サテイ、五條駅で、コミュニティバスの運行に望むことは運行本数、近くにバス停があること、利用料金は百円か二百円程度、小型のノンステップバスの車両を導入してほしいというような貴重な意見が多かったので、それらの意見を反映して、今後、地域公共交通会議で路線等を決定してまいりたい。」との答弁がありました。また、委員から、タウンミーティングを柔軟に利用して、次の施策の参考にするべきであるとの提言がありました。

十七 衛生センター建て替えにあたっては市の土地を最大限活用するよう一般会計予算に対する付帯決議を議決しているが、環境整備事業としての公園建設事業でパークゴルフ場を建設することについてただしたのに対し、「基本的に衛生センターを建設する周辺の環境整備は大事である。ただ、土地開発公社所有地については堤防敷地があり、その分が狭くなる。」との答弁がありました。委員からは、地元の皆さんの意見をよく聴くとともに、四箇所ある土地開発公社の用地を有効に活用して環境整備事業を行うよう求める意見がありました。

十八 ごみ処理施設の建設に関しては、誠意ある態度で現在のみどり園の操業年限の延長をお願いして、税金の大きな節約を図るべきであるとの提言がありました。

十九 市内で発生したグレーチングの盗難事件による約百六十万円の被害額返還の状況についてただしたのに対し、「現在は二回にわたって現金四万円の返還となっているが、毎月二万円を返済する契約書を取り交わしたところである。」との答弁がありました。

二十 塵芥処理施設建設事業費の測量業務の場所についてただしたのに対し、「南阿田九番地は市の土地に何人かの地上権が設定されており、その周辺を予定しているが、公図上なので現実には立会いをしないとわからないところであるし、現実的に公簿と実測は同じでない。新ごみ処理施設の建設は、市の懸案事項であり、正確な情報を示すために予算計上をした。」との答弁がありました。また、委員からは、地元は施設の建設を嫌がっているのに幾度となく予算計上することや地元へ送付したパンフレットに対する抗議がありました。また、委員からの、ごみ処理施設の横に病院や消防署を隣接して建てることの提案に対しては、理事者からは、「いろいろな意見があると思うが、あえて隣接することについては住民感情的な部分があるのではないか。」との答弁がありました。

午後三時四十一分に休憩し、午後四時に総括質問を再開しました。

二十一 市政の報告がされた新金剛トンネルについての平成二十一度の国の調査についてただしたのに対し、「平成二十一年度は国が直接、調査費約八百万円を予算措置したもので、奈良県と大阪府の高い位置から南和地域における産業、経済等の現状を把握し、南和地域と大阪南部間を結ぶ道路の必要性、機能等についての大きな位置付けの調査と聞いている。」との答弁がありました。

二十二 市政の報告がされた「テクノ・パーク・なら」の企業の現状調査及び近隣自治体の企業誘致の取組についての調査についてただしたのに対し、「本年四月に企業観光戦略室を設置したところであり、まず、地元の企業が抱えている課題や雇用、規模拡大等の意向などを聞いて回ったが、現下の厳しい社会情勢の中ではあるが、創意工夫して、時期が来ればもっと大きくしたいという各企業の意向は共通しており、市としても支援をしていきたいと考えている。また、本定例会に提案している五條市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例第四条に規定する企業立地促進奨励金の五千万円以上、五十億円以上、百億円以上の区分設定についても小さい規模の企業から大きな優良企業に至るまで五條市に来てほしいとの考え方であり、今後これに基づき大いに企業誘致をいたしたいと考えているので、更なる御指導をお願いしたい。」との答弁がありました。また、委員からは、実態調査をした中で、的を絞って位置付けを決め、五條市に合った形に整えて営業活動をしていくべきであるとの提言がありました。また、委員から、企業誘致に専門的に携わる職員の必要性についての提言があり、「奈良県の企業立地推進課には専門職があるので参考にしたい。」との答弁がありました。

二十三 議会の会議においては、お互いの立場を認め合いながら、お互いに助け合う人権の尊重が大切であるとの議論がありました。
以上、午後四時五十五分に総括質問が終了しました。

翌十七日は、午前十時から各会計別の審査を行いましたので、質疑の概要を申し上げます。
初めに、一般会計の歳出についてであります。

一 西吉野支所及び大塔支所の職員数並びに時間外勤務手当の内容についてただししたのに対し、「西吉野支所の職員数は、昨年度当初十六名が途中から十五名となった。大塔支所の職員数は、三名の管理職を含み十五名であるが、時間外勤務手当は、早朝出勤をする運転手一名と財団法人大塔ふる里センターの大塔コスミックパーク星のくにへ出向している職員の時間外勤務が主なものである。」との答弁がありました。

二 児童福祉総務費を始めとして、多くの科目に補正予算額と繰越明許費、不用額が多額になっていることについてただししたのに対し、「平成二十一年度には国からの交付金として、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、生活活性化・公共投資臨時交付金、地域活性化・きめ細かな臨時交付金などがあり、平成二十年度と合わせて五條市全体の交付金は約十三億円になるが、これらの交付金を受けるためには補正予算に計上することなどの制約があり、そのために翌年度繰越額が多くなったものである。」との答弁がありました。

三 市長が市議会議員による資料要求依頼制度を廃止した関係から、市内保育所の定数並びに入所児童数の資料を求める要望がありました。

四 五條市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第四条に規定する可燃ごみにはプラスチック類が含まれており、地球温暖化防止策として二酸化炭素の排出量を削減することに努力しないとけない中、プラスチック類の分別等今後の対応についてただししたのに対し、「本市では一般廃棄物の種別は、可燃ごみ、金属・缶類、その他不燃物、リサイクル類、粗大ごみの五分類であるが、現在のみどり園や新施設のことを考慮しながら総合的に検討してまいりたい。」との答弁がありました。

五 新しいごみ処理施設にはバイオマス関係の施設を一緒に設けるという考えの中、本市で可燃ごみに分類されている台所の生ごみや下水汚泥をたい肥化するのかどうかをただししたのに対し、「基本構想策定業務で詳しく勉強してまいりたい。」との答弁がありました。委員からは、においや公害を出さない高度な施設が必要であることから五條市の実態に合うよう慎重に検討すべきであるとの提言がありました。

六 し尿処理費の不用額についてただししたのに対し、「施設修繕の入札による請負額との差と一般廃棄物処分量が当初見込みより少なくなったための業務委託料の不用額である。」との答弁がありました。

七 大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業負担金についてただししたのに対し、「大阪湾フェニックス計画に関係するもので、昭和五十六年公布の広域臨海環境整備センター法により昭和五十七年に近畿二府四県の広域処理対象区域が指定され、五條市は昭和六十二年度から参入しているが、平成十五年度までの十八年間に千四百八十万円を支払い、平成十六年度に五〇パーセント返還されている。この負担金を支払っていることで、最終処分場として

使える権利が発生している。現在、焼却灰などは一日に四トン程度排出しているが運搬料金は別として一トン当たりの処分料は一万四千三百八十五円である。」との答弁がありました。また、副市長からは「今の説明どおりであるとしたら、一万五千元として一年で一千数百万円、二十年で三億数千万円程度になるが、その辺はきちんと精査してまいりたい。」との答弁がありました。委員からは、「市の今の計画は自然公園を壊し、約七万平米の用地代等で七十から八十億円の費用と言っているが、とても考えられない行政である。」との強い指摘がありました。

八 みどり園のごみの搬入についてただしたのに対し、「他市町村からの持込みについては、入口の看板で注意を促し、他府県ナンバーの車の方には住所の確認などを行っている。」との答弁がありました。

九 農地費・工事請負費の不用額についてただしたのに対し、「越替・岡農道事業で用地交渉が不調に終わったことから事業の執行ができず不用額が生じたものである。」との答弁がありました。

十 農地・水・環境保全向上活動支援事業補助金についてただしたのに対し、「パイロット事業で草刈り等の維持管理活動を行う保全隊に対する市の負担分で、五箇年事業の三年目である。」との答弁がありました。

十一 観光費の補正予算額等についてただしたのに対し、「大塔コスミックパーク星のくにのドーム付きバンガローや客室のトイレ設置工事費と大塔赤谷オート・キャンプ場の管理棟の建て替え工事費などで補正予算額、翌年度繰越額が多くなっている。」との答弁がありました。

十二 救急車による消防本部から旧五條市の全方位地域への所要時間についてただしたのに対し、「北方面では国道三一〇号沿い・上之・北山方面で約十分、南方面では生子町・国道一六八号沿いで約十分、西方面では上野・相谷町で約十分、東方面では東阿田で約十二分、大深・樫辻で十五分から二十分である。」との答弁がありました。

十三 消防施設費の繰越明許の理由についてただしたのに対し、「国の二次補正、四次補正による消防ポンプ車とホース乾燥施設新設工事等の事業の仕様に時間を費やしたためである。」との答弁がありました。

十四 不登校の生徒数、教師の病気休暇等の状況についてただしたのに対し、「不登校の小・中学生は平成二十年度で五十名、平成二十一年度で六十一名で、給食費の滞納は二十七名、教師の病気による長期休暇は二名である。」との答弁がありました。委員から、市民の皆様にご喜ばれる解決の方法を見出していきたいとの要望がありました。

十五 公債費の不用額についてただしたのに対し、「二元金の不用額は積算誤りで、利子の不用額は、一時借入金の借入期間が短期間で済んだためである。」との答弁がありました。

以上、一般会計の歳出の審査が終了し、続いて一般会計歳入の審査を行いましたので、質疑の概要を申し上げます。

一 五條市民の最低所得と最高所得などについての質疑がありました。

二 市税の法人滞納繰越分の調定収入率についてただしたのに対し、「破産などの法人があり、その滞納分が調定収入率一七・九パーセントになっている。」等の答弁がありました。

三 固定資産税についてただしたのに対し、「一般家庭の住宅や法人の工場、土地等で約十八億円の調定額に対して収入額は約十六億円となっている。」等の答弁がありました。

四 地方交付税についてただしたのに対し、「前年度に比べて、普通交付税で約四千万円、特別交付税で約四千九百万円の増加となった。普通交付税は算出の基礎となる項目が全国一律で決まっけて同じ項目で積算されるもので、特別交付税は普通交付税で算定されない、各団体のあらゆる特殊事情などにより振り分けられるものである。」との答弁がありました。

以上、一般会計の歳出の審査が終了し、午後零時十四分に昼食休憩をしました。

午後一時二十七分から審査を再開し、各特別会計の審査を行いましたので、質疑の概要を申し上げます。

一 国民健康保険特別会計の財政赤字等についてただしたのに対し、「国庫支出金は医療給付費の三四パーセント、国庫補助金の財政調整交付金が九パーセント、県補助金の都道府県財政調整交付金が七パーセントで約五〇パーセントを国・県で賄っており、残りの約五〇パーセントは保険税、補助金等で国民健康保険財政は成り立っている。」等の答弁がありました。

簡易水道特別会計、老人保健特別会計及び下水道事業特別会計についての質疑はありませんでした。

二 墓地事業特別会計についてただしたのに対し、「五百五十万円の翌年度繰越額は、補正予算の分であるが、今年度中に測量を終えるよう最大限の努力をしてみたい。」等の答弁がありました。

三 介護保険特別会計の今後の取組についてただしたのに対し、「介護、要介護認定者が増えてきており、コミュニケーションや軽スポーツによる予防介護が一層大切になってきている。」等の答弁がありました。また、委員から、家庭介護の重要性についての意見がありました。

大塔診療所特別会計、農業集落排水事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計についての質疑はありませんでした。

以上、特別会計の審査が終了し、続いて財産に関する調査の審査を行いましたので、質疑の概要を申し上げます。

一 地域振興基金についてただしたのに対し、「合併特例債を起こして平成十八年度から積み立てているが、土地開発公社に貸し付けている。」等の答

弁がありました。

水道事業会計についての質疑はありませんでした。

以上が審査の概要であり、こうして質疑終了後、付託された議案について、当初各会計ごとに採決を行う予定でしたが、委員全員の承認のもと、討論を省略して一括採決をした結果、本案は、全員一致をもって認定すべきものと決定しました。

なお、審査の過程において委員各位から出された提言等については、今後の行政運営に十分反映されるようお願いし、午後二時五十分に閉会いたしました。

以上、御報告申し上げます。ありがとうございました。

○議長（川村家廣）ただいまの決算審査特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本十一議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま決算審査特別委員会委員長から報告がありましてとおおり、本案は原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり認定されました。

○議長（川村家廣）次に日程第六、同第四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）同第四号 五條市名誉市民の決定について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。吉野市長。

〔市長 吉野晴夫登壇〕

○市長（吉野晴夫）ただいま上程いただきました同第四号 五條市名誉市民の決定についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、五條市名誉市民条例第二条の規定に基づき、五條市名誉市民を決定することにつきまして、その同意を求めるものでございます。御案内のとおり、五條市は、来る九月二十五日に市村合併から五周年を迎えます。

この節目となる年に、五條市発展のため特に優れた功績があり、市民に夢と希望を与え、そして市民が敬愛し、誇りに思える名誉市民が誕生することは、大変意義深く、新市の一体感が、更に高まるものと期待するところであります。

そのような中、五條市として初めてとなります、名誉市民の決定につきまして、先般、五條市名誉市民審査会の答申をいただき、御提案申し上げます。

それでは、お手元の同第四号 五條市名誉市民の決定についての名簿に従いまして、（故）藤田照清氏、（故）川村 隆氏、大森慈祥氏、田中修司氏、尾野真千子氏、以上、五名の方々の、御功績等につきまして御説明申し上げます。

まず、（故）藤田照清氏につきましては、昭和四十年、「母の無償の愛」、「父の強さ」を教育理念とし、「誠実・明朗」を教育目標として、持てる能力の最大開発と人や物を大切にすること、感謝の心を持ち使命感に燃える人間の育成を目指す智辯学園の創設に奔走されました。

その後、同校の校長、理事長、総長などを歴任、崇高な教育理念と卓越した経営手腕により学校運営に尽力され、五條市に智辯学園ありと、全国に知られる甲子園常連校、そして有数の進学校に育て上げられました。

またこの間、奈良県教育委員会委員長、奈良県私立学校審議会会長、日本私立中学・高等学校連合会評議員などを務められ、私学の振興をはじめ、教育界に多大な貢献をされました。

そして、これらの長年にわたる教育界への貢献により、平成六年に藍綬褒章、同十四年に勲四等旭日小綬賞を受章されるとともに、同十七年には奈良新聞文化賞を受賞されております。

なお、同氏につきましては、御承知のとおり、皆様方に惜しまれつつ、昨年十二月四日に、御逝去されましたことから、今回、追贈させていただくものでございます。

次に、（故）川村 隆氏につきましては、児童文学作家として、創作長編・短編・ノンフィクション・評論など数多くの著書を発表されました。その中には、NHKによりテレビドラマ化され、路傍の石文学賞を受賞した長編「新十津川物語」、国際アンデルセン賞優良作品賞を受賞した「山

「行く牛」、日本児童文学協会賞を受賞した「夜間高校生」など、各種の文学賞受賞作品があります。

そのほか、同じ児童文学者らとともに、児童文学創作集団「亜空間」を結成し、季刊誌「亜空間」を創刊されました。

また、日本児童文芸家協会会長として、様々な事業を実施し、作家活動と併せて、日本の児童文学に明るい展望を築き、その発展向上に多大な貢献をされました。

そして、奈良教育大学や梅花女子大学で教授を勤められるなど、教育界での貢献度も高く、地元、五條市においても、小・中・高等学校で長く教鞭をとられ、師と仰ぐ教え子も多く、心温まる児童文学作品と相まって、子供たちに夢と感動を与え続けられました。

また、これらの長年にわたる児童文学への貢献により、昭和五十三年に五條市選奨を受賞され、更に平成十三年には紫綬褒章、同二十二年に従五位旭日小綬賞を受章されております。

なお同氏につきましては、御承知のとおり、皆様方に惜しまれつつ、本年一月三十日に御逝去されましたことから、今回追贈させていただくものでございます。

次に、大森慈祥氏につきましては、永きにわたり学校法人智辯学園理事・学園長として、同学園を核とした私学の振興と幼児保育も含めた子供たちの教育と健全育成に尽力されました。

併せて、社会福祉法人理事長として老人福祉の向上にも努められるなど、地元五條市に対する有形・無形の貢献により、人々の心よりどころとなつております。

一方、長年、五條市の最大行事である吉野川祭りを、市と連携して開催にあたるなど、地域に密着した存在感とまちづくりに対する貢献度は、極めて高いものがあり、また市への寄附などその善意の志は貴く、公共の福祉と地域の振興にとって、誠に得難いものがあります。

そして、これらの幅広い分野での長年にわたる地域及び市への貢献により、昭和五十六年に紺綬褒章を受章されております。

次に、田中修司氏につきましては、郷土食の柿の葉ずしを商品化し、県内外に販路を拡大した先駆者であり、名産「柿の葉ずし」を通して、五條市の名を全国的に高められました。

一方、五條市商工会会長や五條市観光協会会長、吉野川祭り実行委員会会長、吉野川やな漁保存会会長、テクノパークなら立地企業協議会会長など、様々な分野の要職を歴任され、市の商工業や観光振興に長年にわたり尽力された功績は多大なものがあります。

また郷土への誇りと、愛着をもたらす貴重な歴史文化を保護、保存し、本市固有の伝統文化を守り伝えるため、NPO法人「うちの館」を設立し、「藤

岡家住宅」の復元を成し遂げ、その後も、国の登録有形文化財としての維持、運営について、常に先頭に立ち、その活動にまい進されています。

そのほかでも、「維新の魁・天誅組」保存・伝承・顕彰・推進協議会を設立するなど、様々な活動を展開され、市の歴史文化の振興に大きく寄与されています。

そして、これら長年にわたる、幅広い分野での地域及び市への貢献により、昭和六十二年に五條市選奨を受賞され、更に平成十九年には、旭日双光章を受章されております。

次に、尾野真千子氏につきましては、中学三年生のとき、地元中学校での奈良県出身の映画監督河瀬直美さんとの出会いがあり、平成九年の映画「萌の朱雀」で主演デビューされ、本作品によりシンガポール国際映画祭主演女優賞、高崎映画祭最優秀新人女優賞を受賞されました。

県立五條高校を卒業後、上京し、映画を中心に女優として活動をはじめ、NHK大河ドラマ「義経」で主人公義経の正妻役を演じるなど脚光を浴び、平成十九年、地元奈良で撮影された映画「殞の森」で再び河瀬監督と組み主演し、同作品は、「カンヌ国際映画祭」でグランプリを獲得し注目されました。

その後、NHKドラマ「火の魚」、「外事警察」や映画「クライマーズハイ」、「真幸くあらば」、「トロッコ」など、様々な映画やテレビドラマ作品に出演されております。

また、平成二十一年には、第四回おおさかシネマフェスティバル助演女優賞、同二十二年には第三十六回放送文化基金賞演技賞を受賞されるとともに、同年ソウル国際ドラマアワード女優賞にノミネートされました。

このように、山里に芽生えた小さなつぼみが、今や国際的にも認められる映画芸術の花として開花した、そのたゆまぬ研さんと努力は、敬意と賞賛に値し、若者の模範となるものであります。

今後、若手実力派として、その活躍が大いに期待され、五條市出身の女優として、市民のエールと子供たちのよき目標となり、そして郷土の大きな誇りとなっております。

以上のように、これら五名の方々につきましては、それぞれが、それぞれの分野で、尽力された功績は多大であり、そして大きな社会貢献を果たされているものと存じます。

つきましては、私たち五條市民の誇りとして、名誉市民の称号を贈呈するにふさわしい方々であると考え、五條市名誉市民条例第二条の規定に従い、その決定につきまして、同意を求めるところでございます。

議員各位には、御理解、御賞賛の上、御同意賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

どうか、よろしくお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（川村家廣）次に日程第七、推第一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）推第一号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。吉野市長。

〔市長 吉野晴夫登壇〕

○市長（吉野晴夫）ただいま上程いただきました推第一号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、現人権擁護委員の小松靖幸氏の任期が本年十二月三十一日をもって満了するため、人権擁護委員法第六条第三項の規定に基づき、再度の御推挙をお願いするものであります。

小松靖幸氏は、人格、識見共に高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員として適任者であると考えております。議員各位には、是非御賛同いただき御推挙賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（川村家廣）次に日程第八、地域活性化及び五條駅南北道建設促進特別委員会から中間報告の申出がありますので、これを許します。地域活性化及び五條駅南北道建設促進特別委員会太田好紀委員長。

〔地域活性化及び五條駅南北道建設促進特別委員長 太田好紀登壇〕

○地域活性化及び五條駅南北道建設促進特別委員長（太田好紀）議長から発言の許可をいただきましたので、地域活性化及び五條駅南北道建設促進特別委員会のこれまでの協議の経過について御報告申し上げます。

当委員会は、平成二十一年十二月定例会で設置され、七人の委員が選任されてから今日まで地域の活性化と五條駅南北道建設促進をテーマに協議を重ねてまいりました。

第一回の委員会の内容につきましては、前回六月定例会で中間報告をいたしましたとおりでございますが、その後のことにつきまして御報告いたし

ます。

まず、前回の中間報告で申し上げましたとおり、七月十七日土曜日に大阪市旭区の千林商店街で研修を行いました。

テーマは、百円商店街の取組についてであります。

現在の五條市の商店街は、シャッターが閉まり、閉店した商店が次々と取り壊され、空き地や駐車場になっているところも多く、人通りの賑わいも消え、大変ひへいしております。

そこで、委員会として、最近よく取り上げられております「百円商店街」に着目し、視察研修のテーマに選びました。

「百円商店街」について少し御説明させていただきます。「百円商店街」の発祥地は山形県新庄市。その取組方は、いたって簡単で、各商店で百円の商品を準備し、店頭で販売するというもので、百円の商品は、お店に入っただくきっかけ作りで、そのユニークさや手軽さから反響は大きく、「百円商店街」を開催する地域は、北海道から九州まで、全国の商店街に広がり、今では四十箇所で開催されております。その中で、七月に開催されました大阪市旭区の千林商店街を視察いたしました。

千林商店街は、京阪電鉄の千林駅から、大阪市営地下鉄谷町線の千林大宮駅までを結ぶ東西に六六〇メートルの商店街で、その両側に約二百十店舗が並んでおります。昭和三十三年に主婦の店「ダイエー」第一号店が、続いて「ニチイ」が建設された、今日のスーパー発祥の地であり、地域商店との競合から「日本一安い千林」と言われるまでに発展したところでもあります。

非常に大きな商店街ですが、この千林商店街でも、年々人通りが減少し、特に若者が減ってきているところから、四季折々のイベントを行い、来客数を増やすよう取り組んでおり、その取組の一つとして、京阪電車開通百年と併せ「百円商店街」というイベントに取り組んだということでした。

当日は、午後一時過ぎに千林商店街に到着し、千林商店街振興組合を訪問、研修いたしました。

イベント当日という多忙なときに訪問したにもかかわらず、振興組合事務局の方から、イベントの開催までの経緯、人員体制、来客の定着率、商店街の協力体制など、懇切丁寧に御説明いただきました。振興組合での研修の後、商店街に出て、開催状況を視察し、午後三時過ぎに帰途につきました。

九月八日水曜日、午後一時三十分から議会委員会室において、第三回地域活性化及び五條駅南北道建設促進特別委員会を開催し、委員会中間報告について及びこれからの委員会活動についてを協議いたしました。

委員会が視察研修で調査した内容について理事者側に提案することや、原動機付自転車等に御当地ナンバーを導入することについての提案、JR五條駅前開発と市道須恵一号線の拡幅についての意見がありましたので、九月定例会で報告できるよう、日時を改めて委員会を開催し、意見等のあった

内容について理事者側に説明を求め、提案していくことといたしました。

九月二十一日火曜日、午前十時から第四回委員会を開催し、九月八日に出されました案件について協議いたしました。

まず、理事者側に対しまして、五條市の特産品のPR及び販売について、千林商店街で行われていた百円商店街の概要等の紹介と千林商店街での五條市の特産品のPR・販売の促進について、五條市商工会やJA、また観光協会の方々にも紹介していただき、農林商工観光課、柿振興室を主軸にして、いろいろな生産組合ともども千林商店街にPR及び販売に行っていたいただき、五條市の特産品の振興を図っていただきたい。まずは柿の季節ですので、五條市の柿のPRから取り組んでいただきたいと提言いたしました。

理事者側からは、この提言の内容を五條市商工会に紹介するなど、今後の事業に対する取組の参考にしてまいりたいとの答弁がありました。

次に、原動機付自転車等への御当地ナンバーの導入については、理事者側から御当地ナンバーの仕組みや作成過程などについて説明を求め、質疑等を行いました。理事者側から、「規制はあるが、原動機付自転車の標識については、五條市である程度自由に作成できる。原動機付自転車の標識については在庫も少なくなっており、来年度には作成しなければならぬ。」との説明を受け、委員会から、市の広報などを通じて、市民の方々また県内外の方々にデザインを広く公募していただき、五條市の活性化につながるような御当地ナンバーを、是非来年度にも作成し、導入していただきたい。また、御当地ナンバーの導入のために必要な予算措置を講じていただきたいと理事者側に提言いたしました。

理事者側からは、前向きに検討していきたいとの答弁がありました。

最後に、JR五條駅前開発及び市道須恵一号線の拡幅につきましては、現状と今後の開発について、理事者側に説明を求めたところですが、委員から、これまでの経緯・経過や、決定事項について理事者側の見解が一致していない部分があり、今後、この事業を進めていくためにも、事業の経緯・経過について整理し、行政としての意思統一を行い、事業の方向性と指針を明確に示すことが必要である。

また、現在行っている地籍調査の実施箇所を精査し、進めなければならない事業の地籍調査を集中的に行うべきであり、そのためにも、合併特例債や過疎債などの有利な財源を利用できるよう主要事業の見直しを行うべきであるとの意見があったことから、委員会から、再度、JR五條駅前開発及び市道須恵一号線の拡幅についての計画や経緯・経過を整理し、事業推進に向けての意思統一を図っていただき、併せて地籍調査の実施箇所も見直し、合併特例債や過疎債を有効に利用できる事業計画とすべきであると提言するとともに、次回の委員会で、その内容についての報告を求めました。

理事者各位には、当委員会で提言いたしました内容について、御検討いただき、事業の推進を図っていただきますようお願い申し上げます。地域活性化及び五條駅南北道建設促進特別委員会の中間報告を終わらせていただきます。

○議長（川村家廣）提案の趣旨説明を求めます。二番山口耕司議員。

〔二番 山口耕司登壇〕

○二番（山口耕司）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第十一号 家電エコポイント制度の再延長及び住宅エコポイント制度の延長を求める意見書につきまして、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

家電エコポイント制度の再延長及び住宅エコポイント制度の延長を求める意見書（案）

この二つの制度は、地球温暖化対策を進め、環境負荷の少ない低炭素社会への転換を図りながら、景気刺激策として経済の活性化にも大きな効果を発揮しています。

本年度後半には景気対策の効果が薄れてくることが想定されています。

現状では、景気はまだ自立回復の軌道に乗っているとはいえません。

よって、政府におかれては、景気回復に向けて重要な局面に差しかかっていることを十分に認識し、今後も経済の押し上げ効果がある家電エコポイント制度の再延長及び住宅エコポイント制度の延長を行なうよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出いたします。

平成二十二年九月二十四日

五條市議会

ありがとうございました。

○議長（川村家廣）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては、討論並びに委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本件は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。これより本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決しました。なお、意見書の取扱いにつきましては、議長に御一任願います。

○議長（川村家廣）次に日程第十、発議第十二号を議題といたします。
事務局長に朗読させます。

○事務局長（川西敏美）発議第十二号 五條市副市長に対する辞職勧告決議について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により、別紙のとおり提出するので決議を求める。

平成二十二年九月二十四日提出

提出者 五條市議会議会運営委員会

委員長 峯 林 宏 政

○議長（川村家廣）榮林副市長の退席を求めます。

〔副市長退場〕

○議長（川村家廣）提案の趣旨説明を求めます。議会運営委員会峯林宏政委員長。

〔議会運営委員長 峯林宏政登壇〕

○議会運営委員長（峯林宏政）ただいま上程されました発議第十二号 五條市副市長に対する辞職勧告決議について、議長から発言のお許しが出ましたので、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

五條市副市長に対する辞職勧告決議（案）

副市長とは、市長を補佐し、市長の命を受けて政策の企画立案を行い、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、時には市長の職務代理者として事務を執行する重要な役職である。

そのように枢要な地位にある榮林副市長は、平成二十二年七月十一日執行の第二十二回参議院議員通常選挙の公示後の六月二十五日、公用車を使用して（社）奈良県建設業協会五條支部に赴き、特定の候補者への投票を依頼した。

一般職の地方公務員とは異なり、地方公務員法の適用はないものの、副市長という立場でのこのような行為は、公務員の地位利用による選挙運動の禁止を定めた、公職選挙法第三十六条の二第一項に抵触するものである。

榮林副市長の今回の行為は、行政と事業者との信頼関係を損ない、市民の行政に対する不信感を募らせるものであり、その政治的、道義的責任は誠に重大である。

よって、五條市議会は、榮林五條市副市長に対し、辞職勧告をするものである。
以上、決議する。

平成二十二年九月二十四日

五條市議会

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（川村家廣）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本件は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本件は決議案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川村家廣）起立多数であります。

よって本件は決議案のとおり可決されました。

榮林副市長の入場を許可します。

〔副市長入場〕

○議長（川村家廣）榮林副市長に申し上げます。

発議第十二号 五條市副市長に対する辞職勧告決議は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）この際、お諮りいたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第九十八条の規定により、お手元に配付いたしております閉会中継続調査申出一覧表のとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

各委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって申出どおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（川村家廣）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は二十七日までとなっておりますが、議事が全部終了いたしましたので、本日これをもって閉会したいと思います。但し、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本定例会は本日これをもって閉会することに決しました。

○議長（川村家廣）閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、平成二十一年度五條市各会計決算認定を始め重要案件の審議に終始御熱心に御精励賜り、厚く御礼申し上げます。

理事者側各位には事務事業の執行に際し、代表監査委員、また本会議、各常任委員会及び決算審査特別委員会における議員各位の御意見、御提言を十分尊重され、市民に信頼される行政と市政の一層の向上を目指して、御精励くださいますようお願い申し上げます。閉会のあいさつといたします。

ありがとうございます。

市長から閉会のごあいさつがあります。吉野市長。

〔市長 吉野晴夫登壇〕

○市長（吉野晴夫）平成二十二年第三回九月定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、公私とも何かと御多用の中、本定例会におきまして慎重審議を賜り、誠にありがとうございます。

今定例会に提出いたしました決算認定を始め、諸議案の一部を除き可決、承認をいただきましたことに、心からお礼申し上げます次第でございます。

本定例会中に議員各位からいただきました御意見、御提言を十分に踏まえながら、市政運営を進めてまいりたいと考えておりますので、今後とも市発展のため、御協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、今定例会の一般質問でもお答えしたように、行財政改革への取組が後戻りしないためにも、また、働く場を確保する企業誘致、し尿処理施設の建て替え、ごみ処理施設の移転、消防庁舎の建設及び地域経済に波及効果が大きく、子や孫のための財産となる新金剛トンネル構想に取り組むためにも、まだまだ時間が必要であります。

市民の皆様には、五條に住んで良かったと言ってもらえるようなまちを築くために、再度、市民の先頭に立ち、一身をささげたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

残暑の方も和らぎ、やっと秋らしくなってきましたが、ちょうど夏の疲れがやってくるころでございます。

どうか健康には十分御留意いただきまして、ますます御活躍賜りますことをお祈り申し上げます。閉会に当たってのごあいさつに代える次第でございます。

誠にありがとうございました。

○議長（川村家廣） これをもちまして、平成二十二年五條市議会第三回九月定例会を閉会いたします。

午前十二時四分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議会議長 川村家廣

署名議員 藤富美恵子

署名議員 池上輝雄

署名議員 益田吉博

誠にありがとうございました。

○議長（川村家廣） これをもちまして、平成二十二年五條市議会第三回九月定例会を閉会いたします。

午前十二時四分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員

